

平成18年11月 任期満了に伴う 組合会議員選挙を 実施します

本年11月に、任期満了に伴う組合会議員選挙を実施します。
今回の選挙は、本誌平成18年1月号でお知らせしましたとおり、市町村の合併が一段落し、新たな市町村の区域を基本として、選挙区の区割り及び選挙区数、議員及び理事の定数を見直した最初の組合会議員選挙となります。

組合員の皆様の代表を選出する大切な選挙です。選挙の円滑な実施について、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、選挙の日程等詳細につきましては、改めて本誌11月号でお知らせします。

変更前

変更後

選挙区		市町長 議員の数	市町外 議員の数	選挙区		市町長 議員の数	市町外 議員の数
第1区	四国中央市 新居浜市 西条市 今治市	3	3	第1区	四国中央市 新居浜市 西条市 今治市 上島町	2	2
第2区	松山市 東温市 伊予市 大洲市	3	3				
第3区	八幡浜市 西予市 宇和島市	2	2	第2区	松山市 東温市 伊予市 大洲市 久万高原町 松前町 砥部町 内子町	3	3
第4区	越智郡、上浮穴郡、伊予郡及び 喜多郡の区域内の町	1	1				
第5区	西宇和郡、北宇和郡及び 南宇和郡の区域内の町	1	1	第3区	八幡浜市 西予市 宇和島市 伊方町 松野町 鬼北町 愛南町	2	2
計		10	10				
合計		20		合計		14	
理事の数		8		理事の数		6	

※各市町において選出された代議員により、各選挙区ごとに組合会議員が互選されます。代議員は、各市町における公告日現在の組合員数で400人ごとに1人選出されます。(400人に満たない市町にあっては1人)

療養費の支給対象に なりました

小児弱視等の 治療用眼鏡

眼鏡、コンタクトレンズは、療養費の支給対象外とされてきましたが、平成18年4月から小児弱視等の治療用眼鏡及びコンタクトレンズに限り、療養費の支給対象となりました。

1 支給対象

小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズ(以下「治療用眼鏡等」という。)

※アイパッチ及びフレネル膜プリズムは対象外

2 対象年齢

9歳未満の小児

3 給付額

費用の7割(3歳未満は8割)
※給付額には上限があります。

4 支給申請

家族療養費請求書に次の書類を

添付してください。

○治療用眼鏡等を作成、購入した際の領収書

○保険医の治療用眼鏡等の作成指し書等の写し

○患者の検査結果

5 治療用眼鏡等の製作所

厚生労働大臣の許可を受けている製作所

6 その他

○5歳未満の小児に係る治療用眼鏡等の更新については、更新前の治療用眼鏡等の装着期間が1年以上ある場合のみ、療養費の支給対象となります。

○5歳以上の小児に係る治療用眼鏡等の更新については、更新前の治療用眼鏡等の装着期間が2年以上ある場合のみ、療養費の支給対象となります。

(問い合わせ先)

保険年金課医療係

TEL089-945-6318

